

計画の見直しについて

1. 見直しの背景

本市においては、令和2年3月に「第2期尾道市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）を策定し、基本理念として掲げた「地域がつながり ともに輝く 安心して子育てができるまち 尾道 ～あなたもわたしも子育て応援団～」の実現に向けて、様々な施策を推進してまいりました。

計画策定から3年が経過し、ニーズ調査に基づき算出した見込み量と実際の利用状況に乖離が生じている事業もあり、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを行うこととしました。

2. 見直しの内容

(1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

提供区域ごとに、教育・保育の量の見込みを再計算し、見込みに対する提供体制の確保方策の検討を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

ニーズ量の見込みと実際の利用状況に乖離がある事業について見直しを行うとともに、計画策定後、新たに取り組んでいる事業の追加を行います。

3. 見直しの基準

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）」において、見直しの必要性の具体的な基準が次のように示されました。

(1) 教育・保育の量の見込みにおいて、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みと比較して、10%以上の乖離がある場合

(2) 教育・保育の量の見込みにおいて、10%以上の乖離はないが、将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにおいて、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因があるなど、見直しを行う必要がある場合

4. 見直しの対象期間

令和5年度及び令和6年度

5. 経過

保護者、支援者、学識経験者等で構成する「尾道市子ども・子育て会議」において、令和5年1月19日に会議を開催し、見直しについて審議を行いました。